

律令制下の紀伊国造

篠川 賢

はじめに

律令制下の国造をめぐっては、これまで多くの議論が重ねられてきたが、いまだ共通した理解の得られていないところが多い⁽¹⁾。おもな論点としては、いわゆる「新国造制」なるものの存在を認めるか否か、令文の「国造」をはじめ諸史料における「国造」の語義をどのように考えるか、出雲国造・紀伊国造を律令制下の国造の典型とみるか、あるいは特殊例とみるか、といった点があげられるであろう。

こうした問題についての私見は、すでに先の拙著⁽²⁾において示したところであるが、その後、一部考

えを改めた点があり、本稿では、その点について取りあげることにはしない。

まず、拙著における私見の要点を、簡条書にして示すと次のとおりである。

(1) 国造制は、大化以後も国造―評造制(クニ―コホリ制)として存続したのであり、国造田はその間に国造の「職分田」として設置されたものと考えられる。

(2) 国造制の廃止は、天武朝末年における国境の画定によつて令制国・国宰制が成立し、それにともなつて決定されたと考えられるが、ただその時の現任国造については、その身一代に限り、そのまま国造であることが認められたと推定される。

(3) 七世紀末から八世紀初頭の国造(那須国造那須直草提・撰津国造凡河内忌寸石麻呂・山背国造山背忌寸品蓮・大倭国造大倭忌寸五百足・阿波国造粟凡直弟臣ら)は、右の国造の実例(いわば生き残りの国造)と考えられる。

(4) 神祇令諸国条の「国造」は官職としての国造、選叙令郡司条の「国造」は国造氏(大宝二年に公認)を指しており、史料上の「国造」の語義は、官職としての国造、国造氏、さらに国造姓、国造を世襲していた一族、など様々である。

(5) 神祇令諸国条の国造規定は、当時における生き残りの国造、および出雲国造・紀伊国造の存在を念頭において制定されたものと推定される。

(6) 出雲・紀伊の二国造は、国造制廃止後も継続してその任命が行われているが、この二国造は、旧

来の国造が、律令国家の方針として（すなわち王権に対する服属儀礼の担い手として）、そのまま存続させられた特殊例とみるべきである。

(7)その他の国造は、天平末年以降になって現われる一代限りの国造であり、中央官人が一種の論功行賞として任命された名誉職的存在であった。

(8)したがって、律令制下において、官職としての国造は一般には存在しなかつたのであり、「新国造制」なるものの存在は認めることができない。

この私見の大筋については、いまでも改める必要はないと考えるのであるが、訂正したいのは、紀伊国造についての理解である。すなわち、紀伊国造を、出雲国造と同様、国造制の廃止が決定されたその当初から、その後の存続が認められた特殊例と解した点である。もちろん、律令制下の紀伊国造が、代々継続してその任命の行われた特殊な存在であったことは否定できないのであるが、それは神亀元年（七二四）に紀直摩祖が国造に任命されて以来のこととしなければならなかつたのである。

また、先の拙著において、八世紀の紀伊国造は本郡（名草郡）の大領を兼ねる慣行があつたと解したのであるが、この点も、出雲国造にのみみられた現象と改めた方がよいと考え直している。

以下、右の二点について、具体的に述べていくことにしたい。

一、紀直摩祖の国造任命

紀直摩祖が紀伊国造に任命されたのは、聖武天皇が紀伊国に行幸した際のことであった。『続日本紀』には、次のように記されている。

神龜元年十月辛卯条、千寅条

^(五)辛卯。天皇幸^(七)紀伊国。癸巳。行至^(八)紀伊国那賀郡玉垣勾頓宮。甲午。至^(九)海部郡玉津嶋頓宮。留

十有余日。戊戌。^(十)造^(十一)離宮於岡東。是日。從^(十二)駕百寮。六位已下至^(十三)于伴部。賜^(十四)録各有^(十五)差。壬寅。

賜^(十六)造離宮司及紀伊国郡司。并行宮側近高年七十已上祿。各有^(十七)差。百姓今年調庸。名草海部

二郡田租咸免^(十八)之。又赦^(十九)罪人死罪已下。名草郡大領外從八位上紀直摩祖為^(二十)国造。進^(二十一)位三階。

少領正八位下大伴櫟津連子人。海部直土形二階。自余五十二人各位一階。又詔曰。登^(二十二)山望^(二十三)海。

此間最好。不^(二十四)勞^(二十五)遠行。足^(二十六)以遊覽。故改^(二十七)弱浜名。為^(二十八)明光浦。宜^(二十九)置^(三十)守戸。勿^(三十一)令^(三十二)荒穢。春

秋二時。差^(三十三)遣^(三十四)官人。奠^(三十五)祭玉津嶋之神明光浦之靈。^(三十六)(後略)

聖武天皇はこの年の二月に即位したばかりであり、この行幸は、即位後の国見か、あるいは踐祚大嘗祭の予備行事としての御禊行幸かとされているが、^(三)いずれにせよ、紀直摩祖の国造任命は、行幸供奉の論功行賞としての任命であったことが明らかである。

ここで注意したいのは、このような論功行賞で国造の任命が行われるということは、すでにこの時まで、紀伊国に国造は存在しなくなっていたことを示す、と考えられる点である。たまたま前任者が死去ないし引退するなどして、国造の交替時期にあつていただけという可能性もなくはないが、そのような偶然は想定するべきではあるまい。また、紀直摩祖の国造任命が単なる後任であつたならば、それは、とくに論功行賞としての任命という意味をもたなくなってしまうであろう。

国造の任命が論功行賞として行われたとする伝承は、『日本書紀』にも次のようにみえている。

神武天皇二年二月乙巳条

天皇定^レ功行^レ賞。(中略) 以^三珍彦^二為^三倭国造。珍彦、此云^三于磐^二駝^一故。又給^三弟猾猛田邑^一。因為^三猛田県主^一。是

菟田主水部遠祖也。弟磯城名黒速。為^三磯城県主^一。復以^三劍根者^二為^三葛城国造^一。(後略)

ここで倭国造・葛城国造に任ぜられたとする珍彦・劍根は、いうまでもなく、それぞれその最初の国造に任ぜられたというのである。この伝えを事実とみることにはできないが、紀直摩祖の場合も、これに対応させて考えることはできるであろう。国造制下においては、もちろん紀伊国にも国造は存在していたのであるが、国造制廃止後は、他の諸国(出雲は除く)と同様、その任命が行われなくなっていたがゆえに、論功行賞としての国造任命が可能であつた、と考えられるのである。

一方、『続日本紀』において、神亀元年に至るまでの三十年近くにわたつて紀伊国造の記事がみえないのも(表1参照)、出雲国造との対比で考えるならば、その間、紀伊国造が存在しなかつたことを

表1 律令制下の紀伊国造

国造	年・月・日	記事	出典
紀直摩祖	神亀元・十・十六	国造任命、叙位	『続日本紀』
紀直豊嶋	天平元・三・二十七	国造任命	〃
(紀直某)	天平神護元・十・二十二	叙位、賜物	〃
紀直五百友	延暦九・五・八	国造任命	〃
紀直豊成	延暦二十三・十・十二	天皇遊覧の際の奉獻	『日本後紀』
紀宿禰高継	嘉祥二・閏十二・二十一	国守と争う	『続日本後紀』

示すものといえよう。出雲国造については、靈龜二年(七一六)二月丁巳条に出雲臣果安が「神賀事」を奏したとする記事、また神亀元年正月戊子条に出雲臣広嶋が「神賀辞」を奏したとする記事がみえるのである

(表2参照)。

この頃の出雲国造の任命が、どのような手続きで行われたかは不明であるが、『貞観儀式』(巻十)や『延喜式』(巻三・巻十二)によれば、上京して太政官曹司庁において任命の儀式を行い、その後、帰国して一年間潔斎し、再び上京して神賀詞を奏上、さらに一年間の潔斎の後、三たび上京してまた神賀詞を奏上する、ということである。八世紀前半段階においても、神賀詞の奏上が出雲国造の新任に際して行われたことは間違いないであろう。出雲国造の場合は、たしかに国造制廃止後も、途絶えることなくその任命が行われたと考えられるのである。

そもそも、神賀詞の奏上が出雲国造のみであったということに注意するべきであり、この点からし

表2 律令制下の出雲国造

出雲臣	年・月・日	記事	出典
出雲臣果安	靈龜二・二・十	神賀事奏上、叙位、賜物	『続日本紀』
出雲臣広嶋	神龜元・正・二十七	神賀辞奏上	〃
	神龜三・二・二	献物、叙位、賜物	〃
	天平五・二・三十	風土記勘造	『出雲国風土記』
	天平十・二・十九	叙位	『続日本紀』
出雲臣弟山	天平十八・三・七	国造任命、叙位	〃
	天平勝宝二・二・四	神齋賀事奏上、叙位、賜物	〃
	天平勝宝三・二・二十二	神賀事奏上、叙位、賜物	〃
	天平宝字八・正・二十	神賀事奏上、叙位、賜物	〃
出雲臣益方	神護景雲元・二・十四	神賀事奏上、叙位、賜物	〃
	神護景雲二・二・五	神賀事奏上、叙位、賜物	〃
出雲臣国上	宝龜四・九・八	国造任命	〃
出雲臣国成	延曆四・二・十八	神吉事奏上、叙位	〃
	延曆五・二・九	神吉事奏上、賜物	〃
出雲臣人長	延曆九・四・十七	国造任命	〃
	延曆十四・二・二十六	神賀事奏上、叙位	『類聚国史』
	延曆二十・閏正・十六	神賀事奏上	〃
出雲臣門起	延曆二十四・九・二十七	叙位	『日本後紀』
出雲臣旅人	弘仁二・三・二十七	神賀事奏上、叙位	〃
	弘仁三・三・十五	神賀辞奏上、献物、賜物	〃
	天長三・三・二十九	国造任命、叙位、賜物	『類聚国史』
	天長七・四・二	献物、叙位	〃
出雲臣豊持	天長十・四・二十五	神寿奏上、献物、叙位	『続日本後紀』

ても、律令国家の方針としてその存続が定められたのは、本来、出雲国造のみであった、と考えるのが自然であろう。

出雲国造による神賀詞奏上儀礼の意味については、王権に対する服属儀礼とみるのが通説であり、新野直吉氏は、出雲国造を象徴的存在とした国造一般の、天

皇に対する服属を表現するもの、と説かれている。⁴⁾新野氏が律令制下における国造の制度的存在を認め、出雲国造をその代表とされる点は見解を異にするが、出雲国造の神賀詞奏上、およびそれを含む新任の儀式が、国造（地方豪族）の王権への服属を象徴する儀礼であつたことは、そのとおりであると思う。国造制廃止後も、かつて各国造が王権に対して行つていた服属を表す行為を、出雲国造を残存させることによつて、それに象徴させた、ということであろう。

もし、紀伊国造が、出雲国造と同様の理由で、国造制廃止の当初からその存続が定められていたとするならば、やはり、神賀詞奏上に類するような服属儀礼を義務づけられたであろうし、それを行つたとする記事が、出雲国造の場合と同様、『統日本紀』に残されていなくてはかゝるべきであろう。

さて、紀直摩祖が紀伊国造に任せられた後は、天平元年（七二九）に紀直豊嶋が国造に任命され、天平神護元年（七六五）に当時の国造への叙爵・賜物があり、さらに延暦九年（七九〇）の紀直五百友の国造任命と続くのである。この時以後、紀伊国造の任命が継続的に行われたことは認めなければならぬであろう。

それでは、何故この時以後、紀伊国造が復活することになつたのであろうか。その理由は判然としないが、おそらく、聖武天皇の即位と関係するものではなからうか。神龜元年の正月には出雲国造出雲臣広嶋の「神賀辞」奏上があり、その直後の二月に聖武天皇が即位し、十月に紀伊国への行幸と紀伊国造の任命、という経過をたどつたのである。さらに神龜三年の二月には、潔斎を畢えた出雲国造広

嶋が再び入京して献物し、進位・賜物にあずかっている点が注意される（表2参照）。聖武天皇の即位にあたって、地方豪族の王権に対する服属儀礼が強化されたことが考えられるであろう。

天平元年に紀伊国造に任命された紀直豊嶋以降は、代々、新任の際には上京し、神賀詞こそ奏上しなかったものの、王権への服属を表現する任命儀礼を行ったのであろう。『貞観儀式』には、出雲・紀伊両国造のみ任命儀式次第が載せられているが、紀伊国造の場合も、その任命は、上京して太政官曹司庁で行われることになっていたのである。⁽⁵⁾

二、紀伊国造と名草郡大領

神亀元年に紀伊国造に任ぜられた紀直摩祖は、当時、名草郡の大領であったが、その時以降、摩祖は紀伊国造と名草郡大領とを兼任したのであろうか。また、その後、八世紀を通じて、両者を兼帯する慣行が存在したのであろうか。紀直氏が、国造制下においては紀伊国造を世襲した一族であり、後の名草郡の地域を本拠地としていたと考えられること、そして律令制下においては、名草郡の郡司職を世襲した一族であったと考えられること、これらの点については異論はないであろう。

紀伊国造と名草郡の大領の兼任を説かれたのは、藪田香融、高嶋弘志の両氏であるが、両氏は、その具体例として次の三例をあげられている。

圖1 『国造次第』

国造次第

日前国懸太神宮天降坐之時天道根
為從臣仕始即嚴奉崇也仍賜国造
任焉

今貞觀十六年以甲午歲依本書已損改
寫書

国造正六位上広世直

第一
天道根

第二
比古麻 天道根男

(中略)

第十三 禰賀志富男
忍

第十四 国 見 忍弟

第十五 麻佐手 忍男

第十六 国勝 国見男

日本紀第四(廿之) 敏達天皇十二年秋七月遣紀伊国造押勝於百濟之由
載之

第十七 忍勝 麻佐手男

第十八 大海 国勝孫

律令制下の紀伊国造

第十九 大山上忍穂 忍勝男立名草郡兼大領

第二十

小乙下牟婁 大山上忍穂弟

第二十一

直祖 務耆石牟男

第二十二

林直解任 古麻呂弟

第二十三

足国 千嶋男

第二十四

吉継 豊嶋弟

第二十五

五百友 広国男広国者豊嶋男

第二十六

勲九等豊成 国栖男

第二十七

弘淵 高繼弟

第二十八

广世 宗守男宗守者国井六世孫

第二十九

務耆石牟 小乙下牟婁弟

第三十

古麻呂 小乙下牟婁男

第三十一

千嶋 林直解任弟

第三十二

豊嶋 建嶋男建嶋者古麻呂男也

第三十三

勲十二等豊 豊丸男豊丸者直祖弟也

第三十四

国栖 広嶋男広嶋者千嶋弟也

第三十五

高繼 勲九等豊成弟外從五位下

第三十六

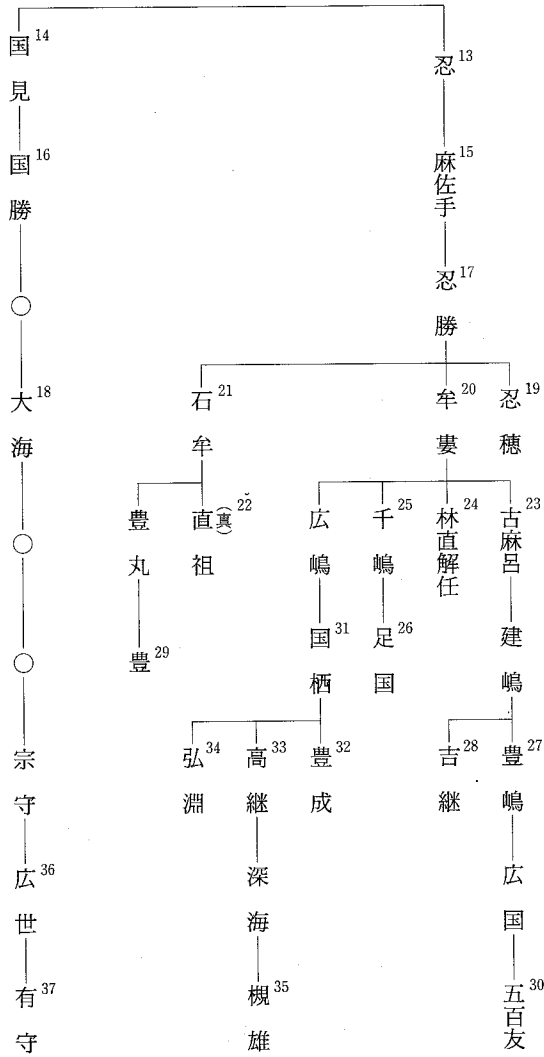
梶雄 深海男深海者高繼男也已上不兼大領

第三十七

有守 广世男外從五位下

(後略)

図2 『国造次第』に基づく系図



〔備考〕 人名の右肩の数字は国造の代数。

広世の父の宗守を国見の六世孫（国井を国見の誤りとみて）としたのは、佐伯有清氏の推定に従ったもの。

(1) 『国造次第』に、第十九代国造として忍穂の名がみえるが、その注記に「立名草郡兼大領」とあること。

(2) 『続日本紀』神亀元年十月壬寅条に、名草郡大領の紀直摩祖が紀伊国造に任命されたとあること。

(3) 『続日本紀』天平神護元年十月庚辰条に、紀伊国行幸に際して、国司・国造・郡領らへの叙爵・賜物の詔が出されたとあるが、具体的には国造の名はみえず、名草郡大領紀直国栖への叙爵が記されるのみであること。

まず(1)についてであるが、『国造次第』は、藪田氏によって紹介された紀伊国造の継承を記したものであり、その史料性は、藪田氏ならびに佐伯有清氏によって高く評価されている。本稿に關係する部分(図1)と、それを系図化したもの(図2)とを掲げておこう。

巻首の書き入れには、「今貞観十六年^{以甲午歲}依本書已損改寫書。国造正六位上広世直」とあり、貞観十六年(八七四)に国造広世(本文に第三十六代とある)が改寫したとされるが、これによれば、『国造次第』の原本は、貞観十六年にはすでに存在していたことになる。藪田氏は、この書き入れは、貞観前後が系譜に対する関心のたかまった時代であったこと、広世が『国造次第』の記述どおり傍系から入って国造職を継承した人物であったならば、改寫の理由も十分納得できること、などから、信頼できるとされているが、従うべき見解であろう。とすると、三十六代広世以降は、その後書き加えられた部分ということになり、広世が改寫したのは、一代前の三十五代槻雄までと推定される。

さて、『国造次第』に、名草郡を立て、大領を兼ねたとある十九代国造忍穂であるが、この忍穂は、大山上の冠位を帯びることや、前後の国造の記載から、藺田・高嶋両氏の推定どおり、孝徳朝頃の人物とみてよいであろう。二代前の十七代忍勝（忍穂の父とある）は、『日本書紀』敏達天皇十二年（五八三）条にみえる紀国造押勝にあたり、次の二十代牟婁（忍穂の弟とある）は小乙下の冠位、さらにその次の二十一代石牟（牟婁の弟とある）は務彥（務大彥か務広彥の大・広が脱落したのであろう）の冠位を帯びている。牟婁が天智・天武朝頃、石牟が天武・持統朝頃の人物と推定されることも、両氏の指摘のとおりであろう。

孝徳朝の国造忍穂が、名草郡（評）を立て、大領（評の長官）を兼ねたというのは、孝徳朝における評制の施行後も、国造制が廃止されなかったことを示すものとして注目されるのであるが、それはともかく、この注記が信頼できるならば、この例は、紀伊国造が名草郡（評）の大領（長官）を兼ねた確かな例ということになる。ただ、ここで注意したいのは、二十代の牟婁以下には兼任の注記がなく、しかも三十五代の槻雄の注記に「已上不兼大領」とみえることである。つまり、『国造次第』によれば、忍穂以外は国造は大領を兼帯しなかったとされているのである。槻雄の注記からすれば、次の広世以下はまた大領を兼ねたのか、との疑問ももたれるかもしれないが、その心配はないであろう。先に述べたとおり、広世以下は、広世が貞観十六年に改写して以降に加えられた部分であり、ここではすでに、大領兼任云々が問題とされていないと解せるからである。

次に(2)の紀直摩祖についてであるが、『統日本紀』の当該記事は、前節に引用したとおりである。そしてその記事からは、紀直摩祖が国造と大領を兼任したか否かは不明とせざるを得ないであろう。たしかに、紀直摩祖は国造に任命された当時は名草郡大領であったが、国造就任後は大領を退任したとも考えられるのである⁽⁸⁾。もちろん、その後両者を兼任した可能性も否定できないのであるが、『統日本紀』の記事そのものからは、どちらとも判断できないとしなければならぬ。

そこで『国造次第』の記述を参考にするならば、(1)で述べたように、忍穂以外は大領を兼ねなかつたというのであるから、摩祖の例は、国造就任後は大領を退任したとみるのが妥当ということになるであろう。

ところで、この紀直摩祖は、『国造次第』に二十二代国造としてみえる直祖(直祖は「真祖」の誤りであろう)にあたると思われるが、とすると、『国造次第』において、真祖(摩祖)は、天武・持統朝頃の人物と推定される石牟の次の国造とされている点も注意できるであろう。前節で、摩祖は国造制の廃止により紀伊国にもすでに国造が存在しなくなっていた状況の中で、行幸供奉の論功行賞として国造に任命されたと解釈したが、『国造次第』からも、その解釈の妥当性がうかがえるからである。つまり、国造制の廃止が決定された天武朝末年当時の国造は石牟であり(石牟はその後も生存中は国造の地位にあったとみられるが)、その次の国造が神龜元年に任命された摩祖(真祖)であつて、その間、四十年ほどあるにもかかわらず、他の国造が存在しなかつたとされているのである。もし、国造制廃

止の当初から、紀伊国造の存続が定められていたのならば、その間に、何人かの国造が存在していたとされていよさそうなのである。

なお、右に述べてきたことは、いうまでもなく、『国造次第』の記事内容が信頼できるとしてのことであるが、この点に問題がないわけではない。『続日本紀』によれば、摩祖が国造に任命された五年後の天平元年（七二九）に、紀直豊嶋が国造に任命されたとあるが（前節表1参照）、この豊嶋は『国造次第』に二十代国造としてその名がみえており、『国造次第』にいう二十二代真祖（摩祖）から二十代豊嶋までの六国造は、いずれもその五年間に交替した国造ということになってしまっているのである。これは、いかにも不自然であろう。また、二十四代が「林直解任」とあるのも、蘭田氏の指摘のとおり、本来は古麻呂の注であったものが歴代に攙入したと考えられる。『国造次第』にいうこの間の国造の中に、実際には国造に任ぜられなかった人物が含まれていることは確かであろう。

しかし、『国造次第』の人名や注記の父子兄弟関係などを、まったくの造作とみるのも、その独自性からして不適切であろう。貞観十六年に広世が改写したとする書き入れが信頼できるとするならば、その記事内容についても、一定の信憑性は認めてよいのではなからうか。『国造次第』の記事のみから立論するのは危険であるにせよ、参考資料としては十分活用できると思われる。

次に(3)の紀直国栖についてであるが、まず『続日本紀』の当該部分を引用しておこう。

天平神護元年十月庚辰条

(前略) 詔曰。紀伊国今年調庸。皆從_二原免_一。其名草。海部_二郡者_一。調庸田租並免。又行宮側近高年七十以上者賜_レ物。犯_二死罪以下_一皆赦除。但十惠及盜不_レ在_二赦限_一。又国司。国造。郡領及供奉人等。賜_二爵并物_一有_レ差。授_二守從五位上小野朝臣小贄正五位下_一。據正六位上佐伯宿禰国守。散位正六位上大伴宿禰人成並從五位下。騎兵出雲大目正六位上坂上忌寸子老外從五位下。名草郡大領正七位上紀直国栖等五人。賜_レ爵人四級。自余五十三人各有_レ差。叙_二牟婁采女正五位上熊野直広浜從四位下_一。女孀酒部公家刀自等五人各有_レ差。(後略)

この記事からは、天平神護元年(七六五)当時、紀伊国に国造が存在していたこと、そして当時の名草郡大領は紀直国栖であったこと、この二点ははっきりと知られるのであるが、大領であった国栖が国造を兼任していたことはうかがえないのではなからうか。高嶋氏は、この記事において、「国司。国造。郡領」らに「爵并物」を賜うとありながら、具体的には、国司の次に「名草郡大領正七位上紀直国栖等五人。賜_レ爵人四級」とあるのみで、間にあるべき国造への恩賞が記されていないことに注目され、それは国栖が両者を兼任していたためと解釈されている。しかし、それならば、国栖の肩書は、「国司。国造。郡領」という記載順からも、紀伊国造とあつてしかるべきであろう。そうならないのは、むしろ国栖が国造ではなかったことを示すものと考えられる。国造への恩賞が具体的に記述されずに、大領であった国栖への記述があるのは、国栖ら五人(国造は含まれない)には、とくに手厚い恩賞(爵四級を進める)が与えられたから、と解せばよいであろう。

そして、ここでも参考になるのが『国造次第』の記述である。国栖は第三十一代の国造としてみえるが、一代前の三十代国造とある五百友は、『続日本紀』の延暦九年（七九〇）五月癸酉条に、国造に任命されたとある紀直五百友にあたることは明らかである。とするならば、国栖は五百友の次の国造であり、天平神護元年当時の国造ではないということになる。

なお、『国造次第』に三十二代とある豊成は、『日本後紀』の延暦二十三年（八〇四）十月癸丑条に、当時の国造としてその名がみえるが、『国造次第』の代数が正しければ、国栖は延暦九年に国造に任ぜられた五百友の後任であり、延暦二十三年にすでに国造であった豊成の前任者ということになり、その間十四年というのは、やや短かすぎるように思われるかもしれない。藺田氏は、『続日本紀』の所見年代からみて、三十代の五百友と三十一代の国栖とは代数が前後しているのではないかとされたが、それに対して佐伯氏は、『国造次第』の代数に誤りはないと考えられるとされている。

佐伯氏の示された論拠は、次の三点である。

- ①延暦九年に国造となった五百友と、延暦二十三年当時国造であった豊成との間に、もう一人国造が存在したとして不自然ではないこと。
- ②天平神護元年当時名草郡の大領であった国栖が、三十数年後の延暦年間に国造に任ぜられたとしても、年齢的な無理はないこと。

③国栖と五百友は別系であり、国栖の後の国造は国栖の系統が継承し、五百友以前は五百友の系統

が多く国造であったこと（図2参照）からも、『国造次第』の代数は自然であること。

佐伯氏の説かれるとおり、『国造次第』の五百友と国栖の代数は、しいて前後しているとみる必要はないであろう。

以上、紀伊国造と名草郡大領の兼任例としてあげられた(1)(2)(3)の三例について検討してきたが、(1)を除き、兼任例とはいえないとの結論を得ることになった。ただそれは、いずれも『国造次第』の記事内容に基づく結論であり、そこになお問題は残るかもしれない。しかし、(1)は『国造次第』にのみみえる例であつて、『国造次第』が信頼できないならば、いうまでもなく兼任例とはならないのであり、また(2)(3)についても、『続日本紀』の記事そのものからは、兼任といえないことは明らかである。

そしてさらに、八世紀において紀伊国造が名草郡の大領を兼帯する慣行のなかつたことは、別の史料からもうかがえるのではないかと思う。

すなわち、出雲国造が慶雲三年（七〇六）以来、延暦十七年（七九八）に至るまで、意宇郡の大領を兼帯していたことは、次の太政官符に明らかであるが、紀伊国造については、この官符に示されるような措置がとられた形跡がみえないのである。

太政官符⁽⁹⁾

心^レ任^二出雲国意宇郡大領^一事

右被^二大納言從三位神王宣^一稱。奉^レ勅。昔者国造郡領職員有^レ別。各守^二其任^一不^レ敢違越。慶雲

三年以来令_レ国造帯_二郡領_一。寄_三言神事_二動廢_一公務_一。雖_三則有_二闕怠_一。而不_レ加_三刑罰_一。乃有_二私門日益_一不_レ利_二公家_一。民之父母還_二巨蠹_一。自今以後。宜_レ改_二旧例_一。国造郡領分_レ職任_{上_レ}之。

延曆十七年三月廿九日

出雲国造の意宇郡大領兼帯が禁じられた二年後には、筑前国宗像郡の大領が宗像神主を兼ねることを禁じた太政官符が出されているが、他にそのような例を見出すことはできない。この点からも、紀伊国造の大領兼帯の慣行はなかつたとするのが妥当であろう。

もちろん、紀伊国造が名草郡大領を兼帯しなかつたとしても、紀伊国造には、代々名草郡の郡司氏族である紀直一族の人物が任命されたのであり、紀伊国造が、律令制下の他の国造（天平末年以降に現われる中央官人が任命された名譽職的国造）とは異なり、強い在地性を有した特殊な国造であつたことは変わりはないのである。

以上、本稿では、紀伊国造と出雲国造との違いを二点述べてきた。すなわち、国造制廃止の当初から、国家の方針としてその存続が定められたのは出雲国造のみであり、紀伊国造は、聖武天皇即位の段階以降、その存続が認められるようになったこと、また、八世紀において、本掬郡の大領を兼帯したのも出雲国造のみであつたこと、の二点である。律令制下において、特殊例として存続が認められた国造が、なにゆえ出雲と紀伊であつたのか。この問題は残されたままであり、今後の課題としたい。

註

- (1) 律令制下の国造の研究史については、平野岳美「律令制下の国造について」(『歴史の理論と教育』七四、一九八九)に整理されている。なお、最近の研究としては、田中卓「二国造の制と日本国家の成立」(『古代文化』五一―二、一九九九年)がある。
- (2) 『国造制の成立と展開』(吉川弘文館、一九八五年)、および『日本古代国造制の研究』(吉川弘文館、一九九六年)。
- (3) 青木和夫他校注『続日本紀』二(新日本古典文学大系)岩波書店、一九九〇年、一五四頁脚注二七。
- (4) 新野直吉『謎の国造』(学生社、一九七五年)八一―九九頁。なお、出雲国造による神賀詞奏上儀礼を、王権に対する服属儀礼とみることは異論も出されている。たとえば、菊地照夫氏は、神賀詞奏上儀礼は、「国譲り神話に反映される古代王権の宗教的世界観に基づいて行われた天皇の国土支配を保証する靈威を付与するタマフリのな儀礼であった」とされている。菊地照夫「出雲国造神賀詞奏上儀礼の意義」(水野祐監修、瀧音能之編『出雲世界と古代の山陰』(古代王権と交流?)名著出版、一九九五年)。しかし、たとえそうであったとしても、そのタマフリのな儀礼を出雲国造(地方豪族)が行ったところに、地方豪族の王権に対する服属儀礼という側面もあつたと考えてよいのではなからうか。
- (5) なお、田中卓氏は、紀伊国造も神賀詞奏上を行ったであろうとされ、その開始の時期を、紀直摩祖が国造に任命された神龜元年のことと推定されている。田中卓「二国造の制と日本国家の成立」(前掲)二八頁。
- (6) 藪田香融「岩橋千塚と紀国造」(同『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九二年、初出は一九六七年)二〇〇―二二六頁他。高嶋弘志「律令新国造についての一試論」(佐伯有清編『日本古代史論考』吉川弘文館、一九八〇年)二五〇―二五四頁他。同「神郡の成立とその歴史的意義」(佐伯有清編『日本古代政治史論考』吉川弘文館、一九八三年)一三三―一三六頁他。なお、以下の本文で引用する藪田・高嶋両氏の見解は、

いずれも右によるものとする。

(7) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第四(吉川弘文館、一九八二年)二二六―二三三頁。なお、以下の本文で引用する佐伯氏の見解は、いずれも右によるものとする。

(8) その可能性のあることは、高嶋氏も認められている。

(9) 『類聚三代格』卷七。なお、最近、平石充氏は、この官符に「慶雲三年以来令_三国造帯_二郡領」とある「国造」「郡領」は、出雲国造・意宇郡大領に限定されないとして、出雲国造の意宇郡大領兼帯の慣行について疑問を提出されている。平石充「八・九世紀における出雲臣について」(『出雲古代史研究』六、一九九六年)。
しかし、八世紀において、国造は一般的には存在していなかったためであり、この官符の「国造」は、やはり出雲国造に限定してよいと思われる。

(10) 『類聚三代格』卷七、延暦十九年十二月四日付太政官符。